

目次

【コラム】

「申告の手引き」の可能性①

【今月の質問】は、今月は休みとさせていただきました。



主席研究員 笹目孝夫

<筆者 略歴>

1979年 横浜市入庁（主税部
財政局及び区役所にて固定資産
税部門の専任職・税務表彰受
理）2015年 横浜市財政局主
税部税務課償却資産センター退
職

在職中より、全国自治体にて、固
定資産税（償却資産）研修講
師、全国版研修ビデオ「はじめの一
歩」「償却資産の基礎」ほか研修
教材作成等

2020年 月刊「税」連載「償却資
産の固定資産税実務の現場から」
（神戸市ほか）著作「償却資産
の固定資産税申告 Q&A」

総務省主催「償却資産の実地
調査研究委員会」委員歴任 総
合鑑定調査 主席研究員

資産評価システム研究センター

特任講師 ほか

償却資産の実務



株式会社 総合鑑定調査

令和3年10月号

地方自治体の税務職員に、毎号、税務の学び方、実務、Q&A、税制改
正のポイントなど、最新の情報をお伝えします。

【コラム】「申告の手引き」の可能性①

前回、不申告者への電話対応について説明したが、そのあとに続く「書面
催告の手法」等々、まだまだ紹介したい事例はいくつもあったのだが、それ
は、また別の機会にしたい。

この実務者レポートの解説動画配信（無料）が、総合鑑定調査のご厚意に
より来月から可能になった。そこで、なるべく毎月のタイムリーな情報を優
先して、今、何をすべきかに焦点をあてて解説することにする。

そこで、さっそく今月から新テーマ（「申告の手引き」作成）に入る。
この時期、市町村は新しい「申告の手引き」作成準備に着手する頃にあた
る。どのような工夫をすれば効果があがるか事例を通して紹介したいと思
う。

「申告の手引き」は、送付しても読まれないという自治体担当者がある
が、それは間違っている。償却資産申告者に文字化した情報を提示すること
が可能なので、想像以上にさまざまな効果があげられる。そして、かなり細
かく読まれている。特に、税理士の方々は、熱心で税理士団体から私に講師
依頼もきている状況なのだ。

横浜市時代「申告の手引き」は、毎年、6人ほどで見直しをかけ、修正を
加えるのが恒例作業だった。東京都などの大都市も同じように、毎年、複数
の人数をかけて見直しをかけている。そして、タイムリーな情報はここで示
す。国税の確定申告書の手引きも、毎年、修正が加えられているが、申告者
側も、今年の改正点は何かと、実は、ここで確認しているのだ。

市町村担当者は、まずインターネット等で他の市町村の「申告の手引き」
を複数、手に入れて、自分の自治体のものと比較してほしい。分析すると違
いが分かってくる。「申告の手引き」作りのポイントは「市の独自テーマを
盛り込む」「実地調査時の申告対象資産根拠資料」「ホームページへの誘
導」「最新の税制改正情報」等があげられる。それをどう工夫するかだ。

「市の独自テーマを盛り込む」は、私が実地調査の経験から感じて、考慮
したことだ。横浜の場合、製造業者が多く、工場の受変電設備、工業用水
道、窒素ガス等工業用配管など特定の生産設備の多くが申告漏れをしてい
た。実地調査時には、どこにも、それらの資産について示されていないとい
う申告者側の指摘があったため、次のように文面に追加を加えた。その後は
「申告の手引き」に書いてあると見せると、強力でかなり効果が得られた。

建物附属設備・特定附帯設備の取扱いについて

イ 特定の生産又は業務用の設備等の取扱い

特定の生産活動を行うために必要な動力源装置、熱源装置、水処理装置、汚水処理装置、冷却装
置、動力配線・配管、コンセント、ガス配管、給排水配管、給排気設備、エア配管、油配管、照
明設備等及びその附属設備は、償却資産となります。例えば、工場内で製造用機械を動かすための
動力配線設備、ガスバーナー用のガス配管、工業用水道配管や汚水管、精密機械工場内の空調設
備や集塵設備、熱処理用のボイラー設備、コンピュータ室（人が作業することが想定されない部屋）
に設置されている大型コンピュータを冷却するための専用空調設備等が該当します。

ただし、事務室の照明用電気配線や生活用の上下水道配管、冷暖房用空調配管、ガス配管等は家
屋の評価対象となります。

株式会社

総合鑑定調査

東京支店

〒164-0001

東京都中野区中野 5-24-18

クロス・スクエア

NAKANO405

TEL:03-5942-4155

<お知らせ>

償却資産は、土地や家屋に比べ特例が非常に多くあり、その改正も頻繁に行なわれています。償却資産としての課税が可能なものは想像以上に多く複雑であり、意図的ではなく申告から漏れてしまう償却資産も多数存在しています。

弊社では、政令指定都市で償却資産の専任職として多数の大企業の調査行ってきた自治体OBを中心として、さまざまな角度から償却資産の適正課税のご支援を開始しました。

償却資産の評価を行うにあたっての知識のレベルアップを目的とし、償却資産に精通した講師を派遣し、自治体様へ特別講座を行います。講義内容・ご予算等、詳細については、まずは、お気軽にご相談下さい

実務アドバイザーとして毎月、関わっている箱根町では、ほとんどの事業者が温泉関連のために、次のように、工夫して変更を加えた。

(4)業種別の主な償却資産

償却資産の対象となる主な資産の例示です。

業 種	資 産 の 名 称
共 通	パソコン、コピー機、ルームエアコン、応接セット、内装・内部造作等、LAN設備 看板(広告塔、袖看板、ネオンサイン)、井戸及び関連設備等
ホテル・旅館業・ 入浴施設	客室設備(ベッド、家具、テレビ等)、厨房設備、洗濯設備、音響設備、放送設備、家具調度品、 駐車場設備、庭園(植栽)、露天風呂、四阿、パーゴラ、独立キャノピー、カラオケセット、 照明設備、接客用備品、受変電設備、自家発電装置、温泉循環施設、温泉用配管施設等
料理・飲食店業	テーブル、椅子、厨房用具、冷凍冷蔵庫、カラオケ機器等

駐車場は、図のような資産が償却資産の対象となります。



「申告の手引き」では、市町村の産業の特色（漁業、農業、観光業、遊興業、製造業等々）を盛り込み、申告漏れになりそうな資産は事前に指摘しておくべきである。箱根町事例の四阿とは、東屋（あずまや）で庭園などに眺望、休憩などの目的で設置される簡素な建屋のことで、パーゴラとは、軒先や庭に設置する棚やドーム状に組まれた木材のエクステリアで、日陰棚、つる棚、緑廊（りょくろう）、そして和風旅館には藤棚が多い。また、温泉井戸、温泉配管の漏れは多い。

昨今は、太陽光発電の申告は必ず促すべきであり、また、農業の多い市町村は、最近、ビニールハウスの申告漏れが問題となっているため、予め「申告の手引き」の申告資産例に加えていくと良い。今後、起こりえる質問や問題点等に、先手を打って示し、体制固めをしておくのがポイントになる。

市農業ハウス課税漏れ

過去5年分徴収へ

市が農業用ハウスの課税漏れを長年放置していた問題で、市は九日、地方税法で時効にならない過去五年分をさかのぼって課税する方針を示した。市長定例会見で、記者の質問に答えた。農家のビニールハウスの申告は四件のみだが、市は固定資産税の対象で、市町村が事業者の「償却資産申告」に基づき、毎年一月一日時点の評価額の1・4%を課税する。市には温室ミカンやイチゴなど少なくとも数百棟のハウスがあるが、昨年度の農業用ハウスの申告は四件のみだ

議員（無党派）の質問で発覚した。市は税務署が持つ記録との照合など、償却資産の所有者に申告を促すために必要な調査をしてこなかった。だが、市長は「課税すべき物件をお持ちなら、課税するしか道がない